

## 秋田県環境審議会自然環境部会 議事録

- 1 日 時 平成30年3月19日(月) 13:30から15:00まで
- 2 会 場 秋田県庁第二庁舎 8F 特別会議室
- 3 出席者 委 員 7名中6名出席  
青木委員、佐々木委員、佐藤委員、島内委員、福井委員、藤原委員  
片野環境審議会長

秋田県

高松自然保護課長、高橋主幹(兼)班長、阿部副主幹、泉山専門員、  
松橋主査

### 4 議 題

- (1) 諮問 第20号 第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画の変更について
- (2) 諮問 第21号 秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第4次ツキノワグマ)の変更について
- (3) 諮問 第22号 栗駒国立公園に係る公園事業の廃止について

### 5 報 告

- (1) 県内のツキノワグマの推定生息数について

### 6 開催結果等

- (1) 会議の成立について  
委員7名中、6人の出席となり、過半数の出席を得ましたので、秋田県環境基本条例第32条第5項において準用する同条例第31条第3項の規定により、会議が成立しました。
- (2) 議事録署名委員の指名について  
議事録署名委員として藤原委員、佐藤委員が指名されました。
- (3) 議事等について  
諮問第20号「第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画の変更」、諮問第21号「秋田県第二種鳥獣管理計画(第4次ツキノワグマ)の変更」及び諮問第22号「栗駒国立公園に係る公園事業の廃止」について、県が説明し、質疑応答後に適当であると決定され、その旨を答申することとしました。

各事項の詳細については、7 議事概要をご覧ください。

## 7 議事概要

### (1) 諮問 第20号 第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画の変更について

- 会 長 資料1-3のP8の2(3)の⑥にある施設等の等は何を想定しているのか。
- 事 務 局 小泉瀉公園などの公園施設を想定している。
- 会 長 建物以外の人がつくった施設ということか。
- 事 務 局 人が多く利用し、活動する施設を想定している。
- 委 員 市街地内の集落に出没した場合は、銃を使用できないと思うが、そういう場合は、箱ワナで捕獲するのか。
- 事 務 局 銃は使用できないので、箱ワナで捕獲することになる。
- 委 員 人に向かってくるようなクマは、箱ワナで簡単に捕獲できるものなのか。
- 事 務 局 そういったクマが出没した場合は、捕獲の緊急性が高い事例として、市町村で捕獲許可ができるようにしたものである。  
市街地などでは、銃刀法の規制もある。県の権限ではなく、警察の許可が必要となるため、調整の上、捕獲を行っていかねばならないと考えている。  
箱ワナによる捕獲が基本と考えているが、市街地に出没して、どうしても捕獲しなければならないときは、許可をもらってやらざるを得ないこともあると考えている。  
P9、P10に許可事務の手順を示しており、有害捕獲をする際は、警察署長に連絡することとしているので、従来どおり、警察とは連携を取って有害捕獲を実施していくこととなる。
- 会 長 隣接する県での有害捕獲権限の市町村への移譲の現状と、市町村に移譲後に何か問題があるのかどうかを確認したい。
- 事 務 局 本県以外の全ての東北各県において、市町村へ権限移譲済みとなっている。青森県は条件を付けずに移譲しているが、岩手県は「日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対しツキノワグマによる被害が発生した場合（山菜採りなどで山林に立ち入った場合を除く。）」、宮城県は「現に、人身等に危害を加える、または農作物被害を生じる恐れがある場合」、山形県は「現に、人畜等に危害を加えるおそれがある場合」、福島県は「人身被害がある又は想定される場合」という条件付きで権限移譲している。  
岩手県では、権限移譲に伴って「捕獲の許可条件等について、市町村が捕獲

の実施者及び従事者に対して十分に理解させているか把握できないこと」などの問題があるようである。

本県では、市町村がクマの有害捕獲を行った場合は、全て事後に報告を受けることにしており、事後検証等ができるようにしていきたいと考えている。

会 長 今年の捕獲件数が800頭と飛び抜けて多かったが、これまで通常の年でも100頭くらいは捕獲されている。そのうち、今後、市町村で許可する件数はどの程度になると予想しているか。

事 務 局 今回、市町村に権限移譲するものは、緊急性の高いものだけであるので、1割程度ではないかと考えている。

会 長 総じて、東北各県に比べて厳しい条件で権限移譲すると考えて良いのか。

事 務 局 条件を付けずに権限移譲している青森県は例外として、岩手県はクマの地域個体群の保全のため、本県より厳しい条件を付けている。

会 長 北上山地が違う地域個体群で遺伝的にも他と異なっている状況にあるので、岩手県が厳しい条件を付けているというのは理解できる。

(2) 諮問 第21号 秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ）の変更について

委 員 資料2-2のP5に、第4次計画の目標として「生息数を安定存続地域個体群の水準である800頭を下回らないようにする」とあるが、これは、従来の推定生息数が1,000頭台であったときの目標であるが、カメラトラップ法による生息数の推定が確定していないので、目標値を800頭のままとするという理解で良いのか。

カメラトラップ法を今後2年間行って、推定生息数が確定した段階で、800頭という目標数値が変わるのか。

事 務 局 800頭は、環境省が、安定的に個体群を維持できるとして定めている数値であるので、現時点で変更することは考えていない。

委 員 安全率が高まったということか。

会 長 秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会で検討した上で、推定生息数の見直しを行ったのか。

事 務 局 委員に見直しの考え方などを説明し、推定生息数の見直しについて了承を得

- ている。
- 委員 市町村がクマゾーニング管理実施計画の策定を担うことになっているが、計画の策定や、実際に緩衝帯などを整備する際の予算的な支援はどう考えているのか。
- 事務局 県でモデル地区を設定したうえで、鳥獣被害の専門家と県職員が計画の策定を支援するとともに、地区で集落環境診断を実施する際には、専門家を派遣することとしている。
- 初年度にそういった診断を行い、緩衝帯などを実際に整備する必要があると診断された場合には、次年度での森づくり税や鳥獣被害総合対策交付金等の既存事業の活用を想定している。
- 委員 緩衝帯を整備するにしても、お金が掛かることになるが、まずは、やってみてからということか。
- 事務局 集落の方が、下刈り等や廃棄果樹の管理をすることでクマの出没が抑制されることになれば、事業等の活用は必要はなくなることになる。
- そういったことは、専門家の方が現地で集落環境診断を実施してみないと、分からないと考えている。
- 委員 専門家の指導を受けながら、予算をかけるべき所はかけて対応するということか。
- 事務局 全県で緩衝帯を整備する訳にはいかないなので、まずは、モデル地区をつくって普及啓発していくこととしている。
- 会長 来年度のモデル地区は、何箇所程度を想定しているのか。
- 事務局 今のところ、5箇所ないし6箇所と考えている。
- 会長 それに対応する、予算や人員を措置するのか。
- 事務局 県の自然保護課職員が対応するが、モデル地区を採択するに当たっては市町村の取組の度合いも見ながら採択することとしている。
- 委員 資料2-3のゾーニング例の図が、白黒で印刷しているからかもしれないが、市街地ゾーンと緩衝帯や市街地周辺ゾーンの関係が分かりづらい。
- 事務局 ゾーンの境界を表す線の太さを調節するなどして、白黒印刷においても、区

域が分かりやすいようにしていきたい。

会 長 県としては、モデル地区の成果を踏まえて、普及拡大等を図っていききたいと  
いうことか。

事 務 局 30年度においては、意欲あるような地区で取り組みを行った上で、普及拡  
大等を図っていききたいと考えている。

会 長 ゾーニングに取り組んでいる他県の状況などはどうなっているのか。

事 務 局 福島県では、市町村単位でのゾーニング管理計画の策定を全県的に進めてお  
り、半数程度の市町村でゾーニング管理計画が策定されている。

さらに、ゾーニング管理計画を策定した市町村への支援として、緩衝帯や電  
気柵等のハード事業や専門家による集落環境診断等の実施を行っている。

福島県では、自発的な被害防止対策への動機付けや継続性が課題となってい  
るようである。

(3) 諮問 第22号 栗駒国定公園に係る公園事業の廃止について  
質疑は特になかった。

(4) 県内のツキノワグマの推定生息数について

会 長 青森、岩手、山形の捕獲数が200頭を越えているが、他県でも増加の傾向  
にあるのか。

事 務 局 他県でも平成28年度、平成29年度と連続して増加している。

会 長 平成27年度比べ、平成28年度、平成29年度とも増加しているというこ  
とか。

事 務 局 目撃数もかなり増加している。

会 長 秋田県では、突出して多かったという理解で良いのか。

事 務 局 そのとおりである。

会 長 捕獲には、地域的な傾向はあるのか。

事 務 局 県北地域が突出して多く、由利本荘地域が少ない傾向にある。県北は、集落  
とクマの生息域が近接している地域性もあると考えている。

